1

1

毎週月.水.金曜日発行



号 外(3)

目

次

公 告

- ○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し
- ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出

····

公

告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

富山県総合県税事務所長から、富山県税条例(昭和29年富山県条例第16号)第 132条第2項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消し た旨の報告があったので、公表する。

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

令和5年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

- 特約業者の名称
 石井石油有限会社
- 2 主たる事務所の所在地 南砺市二日町2160番地
- 3 指定の取消しの年月日令和5年10月16日

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ高岡姫野店 高岡市姫野642-3 ほか
- 2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ
- 4 新設の日 令和6年8月9日
- 5 店舗面積の合計 1,262㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北側・西側/50台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北側/15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側/25㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北西側/6.66㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時~翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分~翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所/敷地北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時~午後10時
- 8 届出の日 令和5年12月8日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 10 縦覧期間 令和5年12月18日から令和6年4月18日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

令和5年12月18日印刷発行

発 行 富

県

Щ

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番